

京都市告示第289号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成18年12月1日

京都市長 榊本 頼兼

臨時に開館する日 平成19年1月3日（水）及び1月4日（木）

（美術館）